

鈴鹿市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 5 0 号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年鈴鹿市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（育児短時間勤務等に係る辞令書の交付） 第16条 任命権者は、次に掲げる場合は、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。<u>ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。</u> （１）～（４） 略 （条例第21条第 2 号の市長が定める非常勤職員）	（育児短時間勤務等に係る辞令書の交付） 第16条 任命権者は、次に掲げる場合は、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。 （１）～（４） 略 （条例第21条第 2 号の市長が定める非常勤職員）

第18条の2 条例第21条第2号の市長が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

第18条の2 条例第21条第2号の市長が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。